

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集	(財政課)	一
○平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正	(自然保護課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(長寿社会政策課)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(障害福祉課)	三
○認証食品の認証(三件)	(食産業振興課)	三
○昭和三十三年宮城県告示第七百六十二号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(農村整備課)	四
○昭和四十四年宮城県告示第五百三十七号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(同)	四
○昭和四十六年宮城県告示第四百五号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(同)	六
○昭和四十八年宮城県告示第三百十六号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(同)	七
○昭和四十九年宮城県告示第五百八十四号(海岸保全区域の指定)の廃止	(同)	九
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	九
○廃川敷地等の発生(四件)	(河川課)	九
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(都市計画課)	一〇
○市街地再開発組合の設立の認可	(同)	一一

公 告

○開発行為に関する工事の完了(三件)
(建築宅地課)

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

正 誤

○宮城県公報第二四五八号中

告 示

○宮城県告示第五百三三三号

平成二十五年六月十四日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百四四号

平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

読み替え前

読み替え後

読 替 え 前

読 替 え 後

に改める。

第十号の次に次の三号を加える。

十一 小網倉浜・清水田浜地区(石巻市小網倉浜の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	第十一條第四項第二号	二階建	三階建
	十メートル	十三メートル	
	千平方メートル	百九十平方メートル	
第十一條第四項第四号	千平方メートル	百九十平方メートル	
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント	
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント	
第十一條第九項第三号	千平方メートル	百九十平方メートル	
第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	百九十平方メートル	

十二 羽坂・桑浜地区（石巻市雄勝町桑浜の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一條第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一條第四項第七号、第九号及び第十号並びに同條第九項第四号及び第五号並びに同條第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	第十一條第四項第二号	二階建	三階建
	十メートル	十三メートル	
	千平方メートル	二百二十平方メートル	
第十一條第四項第四号	千平方メートル	二百二十平方メートル	
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント	
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント	
第十一條第九項第三号	千平方メートル	二百二十平方メートル	

第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	二百二十平方メートル
-------------	---------	------------

十三 大石原浜地区（女川町大石原浜の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一條第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一條第四項第九号及び第十号並びに同條第九項第五号並びに同條第二十三項第二号の規定は、適用しない。

規 則	第十一條第四項第二号	二階建	三階建
	十メートル	十三メートル	
	千平方メートル	百六十五平方メートル	
第十一條第四項第四号	千平方メートル	百六十五平方メートル	
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント	
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント	
第十一條第九項第三号	千平方メートル	百六十五平方メートル	
第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	百六十五平方メートル	

○宮城県告示第五百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消年月日

平成二十五年五月十七日

二 事業者の名称等

事業者の名称又は氏名 株式会社 E c o L i f e	介護保険事業所番号 ○四七二六〇〇六七五	サービスの種類 通所介護	事業所の名称及び所在地 デイサービスパンビの里 宮城郡利府町加瀬字新前 谷地五十七番地一
----------------------------------	-------------------------	-----------------	---

○宮城県告示第五百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の九第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十五年六月七日

一 取消年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事業者の名称等

平成二十五年五月十七日

事業者の名称又は氏名 株式会社 E c o L i f e	介護保険事業所番号 ○四七二六〇〇六七五	サービスの種類 介護予防通所介護	事業所の名称及び所在地 デイサービスパンビの里 宮城郡利府町加瀬字新前 谷地五十七番地一
----------------------------------	-------------------------	---------------------	---

○宮城県告示第五百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十條第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第五十一條第四号の規定により告示する。

平成二十五年六月七日

一 取消年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 設置者名等

平成二十五年五月十七日

設置者名 株式会社 E c o L i f e	事業所番号 ○四二二六〇〇二〇七	指定障害福祉サービスの種類 生活介護	事業所の名称及び所在地 パンビの杜利府 宮城郡利府町加瀬字新前 谷地五十七番地一
----------------------------	---------------------	-----------------------	---

○宮城県告示第五百八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六條第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年六月七日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号 六十	品目 ナチュラルチーズ	申請者の氏名 一般財団法人蔵王酪農センター 理事長 小原實	製造業者の名称 又は屋号 一般財団法人蔵王酪農センター	製造所等の所在地 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七 日原二百五十一番地の四
------------	----------------	-------------------------------------	-----------------------------------	--

二 認証年月日

平成二十五年五月三十一日

○宮城県告示第五百九号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六條第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年六月七日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号 百六十	品目 焼き魚介類	申請者の氏名 又は名称 有限会社いかや 代表取締役 阿部秀次	製造業者の名称 又は屋号 有限会社いかや	製造所等の所在地 牡鹿郡女川町旭が丘二丁目十 一 番地の十
-------------	-------------	---	----------------------------	-------------------------------------

二 認証年月日

平成二十五年五月三十一日

○宮城県告示第五百十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六條第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年六月七日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号 百七十	品目 蒸し・ゆで魚介藻類	申請者の氏名 又は名 稱	製造業者の名称 又は屋 号	製造所等の所在地
		合同会社猪又屋 代表 猪又一成	合同会社猪又屋	石巻市長浜町十四番十二号

二 認証年月日

平成二十五年五月三十一日

○宮城県告示第五百一十一号

昭和三十九年宮城県告示第七百六十二号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中

「仙台湾沿岸 松島海岸 手樽地区 早川東地 宮城県松島町手樽字早川 上記に掲げた土地に接する水際線から五〇メートル

岸 海岸 先海岸 東二九番地の二地先から 同郡同町手樽早川西二五 番地に至る護岸天端肩から背後二〇メートルの中員を有する地域

同 同 先海岸 宮城県松島町手樽字早川 上記に掲げた土地に接する水際線から三〇メートルの中員を有する水域

同 同 先海岸 宮城県松島町手樽字早川 上記に掲げた土地に接する水際線から三〇メートルの中員を有する水域

同 同 先海岸 宮城県松島町手樽字早川 上記に掲げた土地に接する水際線から三〇メートルの中員を有する水域

同 同 先海岸 宮城県松島町手樽字早川 上記に掲げた土地に接する水際線から三〇メートルの中員を有する水域

を削る。
○宮城県告示第五百一十二号

昭和四十四年宮城県告示第五百三十七号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台湾沿岸松島海岸手樽地区海岸早川地先海岸に係る表を次のように改める。
宮城県 松島海 手樽地 早川地先 基点A点

仙台湾 沿岸 区海岸 海岸

宮城県松島町手樽字早川三十八番の六の北緯三八度二三分〇三秒二二七五東経一四一度〇六分三四秒六六一の地点
補助点

(1) 点は、北緯三八度二三分〇三秒一三二六東経一四一度〇六分三四秒四五六〇の地点

(2) 点は、北緯三八度二三分〇三秒一五九一東経一四一度〇六分三四秒四四一五の地点

(3) 点は、北緯三八度二三分〇三秒三〇一九東経一四一度〇六分三四秒四三四六の地点

(4) 点は、北緯三八度二三分〇二秒九五六九東経一四一度〇六分三三秒四五三八の地点

(5) 点は、北緯三八度二三分〇三秒八〇二二東経一四一度〇六分三三秒九七三八の地点

(6) 点は、北緯三八度二三分〇四秒一三八六東経一四一度〇六分三二秒七八二八の地点

(7) 点は、北緯三八度二三分〇四秒九一六四東経一四一度〇六分三三秒〇九二四の地点

(8) 点は、北緯三八度二三分〇六秒三五一九東経一四一度〇六分二九秒八九四四の地点

(9) 点は、北緯三八度二三分〇九秒四八七五東経一四一度〇六分二五秒三〇〇三の地点

(10) 点は、北緯三八度二三分〇九秒四八八四東経一四一度〇六分二五秒二九九一の地点

(11) 点は、北緯三八度二三分〇八秒一三五六東経一四一度〇六分二二秒七四七九の地点

(12) 点は、北緯三八度二三分〇八秒八三七一東経一四一度〇六分二二秒〇六〇四の地点

(13) 点は、北緯三八度二三分〇八秒三七五九東経一四一度〇六分二一秒二四三一の地点

(14) 点は、北緯三八度二三分〇八秒二四六九東経一四一度〇六分二一秒〇一四五の地点

(15) 点は、北緯三八度二三分〇七秒七七一三九東經一四一度〇六分二〇秒九七七〇の地点

(16) 点は、北緯三八度二三分〇七秒四五四一東經一四一度〇六分二〇秒九九二九の地点

(17) 点は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東經一四一度〇六分二一秒二〇九九の地点

(18) 点は、北緯三八度二三分〇七秒〇九一三東經一四一度〇六分一九秒二九四四の地点

(19) 点は、北緯三八度二三分〇七秒一〇八三東經一四一度〇六分一九秒二九八五の地点

(20) 点は、北緯三八度二三分〇七秒一三一六東經一四一度〇六分一九秒三〇四〇の地点

(21) 点は、北緯三八度二三分〇七秒二六一〇東經一四一度〇六分一九秒三一一九の地点

(22) 点は、北緯三八度二三分〇七秒四〇九八東經一四一度〇六分一九秒二九八四の地点

(23) 点は、北緯三八度二三分〇八秒一一四四東經一四一度〇六分一九秒三四四七の地点

(24) 点は、北緯三八度二三分〇八秒七〇八〇東經一四一度〇六分一九秒三八四六の地点

(25) 点は、北緯三八度二三分〇八秒八八八〇東經一四一度〇六分一九秒四四三五の地点

(26) 点は、北緯三八度二三分〇八秒九八五三東經一四一度〇六分一九秒四七五三の地点

(27) 点は、北緯三八度二三分〇九秒一五一一東經一四一度〇六分一九秒七五〇〇の地点

(28) 点は、北緯三八度二三分〇九秒三七九三東經一四一度〇六分二〇秒一四四五の地点

(29) 点は、北緯三八度二三分〇九秒八六一五東經一四一度〇六分二一秒〇二一九の地点

(30) 点は、北緯三八度二三分一〇秒一六四九東經一四一度〇

六分二一秒五七四一の地点

(31) 点は、北緯三八度二三分一〇秒三四九五東經一四一度〇六分二一秒九〇二〇の地点

(32) 点は、北緯三八度二三分一〇秒四三二一東經一四一度〇六分二一秒九三一二の地点

(33) 点は、北緯三八度二三分一〇秒五三一九東經一四一度〇六分二一秒一一二九の地点

(34) 点は、北緯三八度二三分一〇秒五八九五東經一四一度〇六分二一秒二五三七の地点

(35) 点は、北緯三八度二三分一〇秒七〇七八東經一四一度〇六分二一秒四八四七の地点

(36) 点は、北緯三八度二三分一〇秒六六二九東經一四一度〇六分二一秒八七三〇の地点

(37) 点は、北緯三八度二三分一〇秒二五九四東經一四一度〇六分二一秒二六八六の地点

(38) 点は、北緯三八度二三分一〇秒三八〇三東經一四一度〇六分二一秒四七八四の地点

(39) 点は、北緯三八度二三分一〇秒五九〇八東經一四一度〇六分二一秒八七三五の地点

(40) 点は、北緯三八度二三分一〇秒七二二八東經一四一度〇六分二一秒四一〇九五の地点

(41) 点は、北緯三八度二三分一一秒二二四八東經一四一度〇六分二一秒〇六九二の地点

(42) 点は、北緯三八度二三分一一秒〇三三九東經一四一度〇六分二一秒三五七八の地点

(43) 点は、北緯三八度二三分一〇秒九九三九東經一四一度〇六分二一秒四一五二の地点

(44) 点は、北緯三八度二三分一〇秒五九〇三東經一四一度〇六分二一秒九九四六の地点

(45) 点は、北緯三八度二三分一〇秒一六九九東經一四一度〇六分二一秒六一七〇の地点

- (46) 点は、北緯三八度二三分〇九秒五六〇四東經一四一度〇六分二七秒五〇三八の地点
- (47) 点は、北緯三八度二三分〇九秒〇七五四東經一四一度〇六分二八秒二三五三の地点
- (48) 点は、北緯三八度二三分〇八秒六五九東經一四一度〇六分二八秒八五九四の地点
- (49) 点は、北緯三八度二三分〇八秒二二四九東經一四一度〇六分二九秒四九一一の地点
- (50) 点は、北緯三八度二三分〇八秒〇五九二東經一四一度〇六分二九秒七四八三の地点
- (51) 点は、北緯三八度二三分〇八秒〇四六一東經一四一度〇六分二九秒七六七〇の地点
- (52) 点は、北緯三八度二三分〇七秒七九三三東經一四一度〇六分三〇秒一二五三の地点
- (53) 点は、北緯三八度二三分〇七秒三六四三東經一四一度〇六分三〇秒七六八五の地点
- (54) 点は、北緯三八度二三分〇六秒九四五五東經一四一度〇六分三一秒六四六五の地点
- (55) 点は、北緯三八度二三分〇六秒六六一一東經一四一度〇六分三二秒三二四一の地点
- (56) 点は、北緯三八度二三分〇六秒二六二八東經一四一度〇六分三三秒二一五一の地点
- (57) 点は、北緯三八度二三分〇五秒九四二四東經一四一度〇六分三三秒九三一一七の地点
- (58) 点は、北緯三八度二三分〇五秒六二二〇東經一四一度〇六分三四秒六四八三の地点
- (59) 点は、北緯三八度二三分〇五秒一九四三東經一四一度〇六分三五秒三六二一の地点
- (60) 点は、北緯三八度二三分〇四秒五五二六東經一四一度〇六分三五秒一〇六七の地点
- (61) 点は、北緯三八度二三分〇四秒二三九七東經一四一度〇

六分三四秒九八二一の地点

(62) 点は、北緯三八度二三分〇三秒八〇一五東經一四一度〇六分三五秒二三一〇の地点

(63) 点は、北緯三八度二三分〇三秒五八一八東經一四一度〇六分三四秒七五八六の地点

(64) 点は、北緯三八度二三分〇三秒五七六四東經一四一度〇六分三四秒七四六八の地点

(65) 点は、北緯三八度二三分〇三秒四五二二東經一四一度〇六分三四秒七九四五の地点

(66) 点は、北緯三八度二三分〇三秒二五二四東經一四一度〇六分三四秒六九一三の地点

区域

- A、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(38)、(39)、(40)、(41)、(42)、(43)、(44)、(45)、(46)、(47)、(48)、(49)、(50)、(51)、(52)、(53)、(54)、(55)、(56)、(57)、(58)、(59)、(60)、(61)、(62)、(63)、(64)、(65)、(66)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界測地系による)

○宮城県告示第五百十三号

昭和四十六年宮城県告示第四百五号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台湾沿岸松島海岸手樽地区海岸広浦地先及び広浦地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 松島海 手樽地 広浦地先 基点A点

仙台湾 岸 区海岸 海岸 ○〇秒九二四五東經一四一度〇六分四一秒五一二六の地点

沿岸

補助点

(イ) 点は、北緯三八度二三分〇〇秒六四五六東經一四一度〇六分四一秒二八六五の地点

(ロ) 点は、北緯三八度二三分〇〇秒〇八四四東經一四一度〇

六分四〇秒八七二七の地点

(イ)点は、北緯三八度二三分〇〇秒四八九二東経一四一度〇

六分三九秒九八一八の地点

(ロ)点は、北緯三八度二三分〇一秒二九四九東経一四一度〇

六分三八秒一九九六の地点

(ハ)点は、北緯三八度二三分〇一秒八一〇一東経一四一度〇

六分三七秒〇四四七の地点

(ニ)点は、北緯三八度二三分〇一秒九〇二六東経一四一度〇

六分三七秒一四一五の地点

(ホ)点は、北緯三八度二三分〇一秒〇一二四東経一四一度〇

六分三七秒二六七〇の地点

(ヘ)点は、北緯三八度二三分〇一秒一六九八東経一四一度〇

六分三七秒四八八六の地点

(ト)点は、北緯三八度二三分〇一秒四五八九東経一四一度〇

六分三七秒五五四九の地点

(チ)点は、北緯三八度二三分〇一秒五五七七東経一四一度〇

六分三七秒三八三〇の地点

(リ)点は、北緯三八度二三分〇一秒七八四三東経一四一度〇

六分三七秒五四七一の地点

(ヲ)点は、北緯三八度二三分〇一秒七五四九東経一四一度〇

六分三七秒五七五二の地点

(ヅ)点は、北緯三八度二三分〇一秒九〇〇二東経一四一度〇

六分三七秒六七〇九の地点

(ヅ)点は、北緯三八度二三分〇一秒九七〇一東経一四一度〇

六分三七秒七〇九六の地点

(目)点は、北緯三八度二三分〇一秒二七八五東経一四一度〇

六分三七秒九三一一六の地点

(夕)点は、北緯三八度二三分〇一秒七〇三五東経一四一度〇

六分三九秒二二〇六の地点

(レ)点は、北緯三八度二三分〇一秒八九四五東経一四一度〇

六分四一秒〇〇九八の地点

(イ)点は、北緯三八度二三分〇一秒四八九〇東経一四一度〇

六分四一秒九〇二六の地点

(ロ)点は、北緯三八度二三分〇一秒二一九七東経一四一度〇

六分四一秒七〇五二の地点

(ハ)点は、北緯三八度二三分〇一秒一六五三東経一四一度〇

六分四一秒六二一八の地点

(ニ)点は、北緯三八度二三分〇一秒一二三五東経一四一度〇

六分四一秒六六四四の地点

(ホ)点は、北緯三八度二三分〇一秒〇三六九東経一四一度〇

六分四一秒五八〇四の地点

(ヘ)点は、北緯三八度二三分〇一秒一六九八東経一四一度〇

(ト)点は、北緯三八度二三分〇一秒四五八九東経一四一度〇

(チ)点は、北緯三八度二三分〇一秒五五七七東経一四一度〇

(リ)点は、北緯三八度二三分〇一秒七八四三東経一四一度〇

(ヲ)点は、北緯三八度二三分〇一秒七五四九東経一四一度〇

(ヅ)点は、北緯三八度二三分〇一秒九〇〇二東経一四一度〇

(ヅ)点は、北緯三八度二三分〇一秒九七〇一東経一四一度〇

(目)点は、北緯三八度二三分〇一秒二七八五東経一四一度〇

(夕)点は、北緯三八度二三分〇一秒七〇三五東経一四一度〇

(レ)点は、北緯三八度二三分〇一秒八九四五東経一四一度〇

(二)点は、北緯三八度二三分〇一秒七〇三五東経一四一度〇

(イ)点は、北緯三八度二三分〇一秒四八九〇東経一四一度〇

(ロ)点は、北緯三八度二三分〇一秒二一九七東経一四一度〇

(ハ)点は、北緯三八度二三分〇一秒一六五三東経一四一度〇

(ニ)点は、北緯三八度二三分〇一秒一二三五東経一四一度〇

(ホ)点は、北緯三八度二三分〇一秒〇三六九東経一四一度〇

(ト)点は、北緯三八度二三分〇一秒四五八九東経一四一度〇

(チ)点は、北緯三八度二三分〇一秒五五七七東経一四一度〇

(リ)点は、北緯三八度二三分〇一秒七八四三東経一四一度〇

(ヲ)点は、北緯三八度二三分〇一秒七五四九東経一四一度〇

○宮城県告示第五百十四号

昭和四十八年宮城県告示第三百十六号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台湾沿岸松島海岸手樽地区海岸小屋崎地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 松島海 手樽地 小屋崎地 基点A点

仙台湾 岸 区海岸 先海岸 宮城郡松島町手樽字小屋崎三十三番の二の北緯三八度二二

分五三秒八一四四東経一四一度〇六分五三秒三一〇二の地点

補助点

(イ)点は、北緯三八度二二分五三秒八一六一東経一四一度〇

六分五三秒二九三九の地点

(ロ)点は、北緯三八度二二分五三秒九二〇九東経一四一度〇

六分五二秒九三八〇の地点

(ハ)点は、北緯三八度二二分五三秒八八六九東経一四一度〇

六分五二秒七六五一の地点

(ニ)点は、北緯三八度二二分五三秒九五六二東経一四一度〇

六分五二秒〇九一七の地点

(ホ)点は、北緯三八度二分五四秒八三六五東経一四一度〇

六分五二秒二三八〇の地点

(ヘ)点は、北緯三八度二分五四秒九七九六東経一四一度〇

六分五二秒二六三三の地点

(ト)点は、北緯三八度二分五六秒一八七五東経一四一度〇

六分五〇秒二七一九の地点

(チ)点は、北緯三八度二分五七秒四九六〇東経一四一度〇

六分四八秒一三八二の地点

(リ)点は、北緯三八度二分五七秒四九七六東経一四一度〇

六分四八秒一三五六の地点

(ヌ)点は、北緯三八度二分五八秒〇七五八東経一四一度〇

六分四五秒〇五三九の地点

(ル)点は、北緯三八度二分五八秒七六七二東経一四一度〇

六分四五秒二六二九の地点

(ロ)点は、北緯三八度二分五八秒七六八三東経一四一度〇

六分四五秒二五七〇の地点

(ワ)点は、北緯三八度二分五九秒〇四二一東経一四一度〇

六分四五秒三三九六の地点

(カ)点は、北緯三八度二分五九秒〇五〇七東経一四一度〇

六分四五秒二九五八の地点

(コ)点は、北緯三八度二分五九秒一五六〇東経一四一度〇

六分四五秒三四八五の地点

(ク)点は、北緯三八度二分五九秒二三九九東経一四一度〇

六分四五秒四七三五の地点

(ケ)点は、北緯三八度二分五九秒二八五四東経一四一度〇

六分四五秒四一九六の地点

(ソ)点は、北緯三八度二分五九秒六五三五東経一四一度〇

六分四五秒五三〇八の地点

(ツ)点は、北緯三八度二分五九秒三四九三東経一四一度〇

六分四七秒一五一九の地点

(ネ)点は、北緯三八度二分五八秒六七三六東経一四一度〇

六分四八秒二二九八の地点

(ノ)点は、北緯三八度二分五八秒三五八五東経一四一度〇

六分四八秒八九四一の地点

(ハ)点は、北緯三八度二分五八秒三二六九東経一四一度〇

六分四八秒九六一三の地点

(ニ)点は、北緯三八度二分五八秒二四七二東経一四一度〇

六分四九秒一三〇五の地点

(ヒ)点は、北緯三八度二分五七秒〇五九四東経一四一度〇

六分五一秒〇七三四の地点

(フ)点は、北緯三八度二分五六秒九一四四東経一四一度〇

六分五一秒三一〇六の地点

(ブ)点は、北緯三八度二分五六秒〇九八五東経一四一度〇

六分五二秒六三六二の地点

(ボ)点は、北緯三八度二分五五秒八五三四東経一四一度〇

六分五三秒〇二五二の地点

(ブ)点は、北緯三八度二分五五秒六一二一東経一四一度〇

(ワ)点は、北緯三八度二分五五秒四四六三東経一四一度〇

六分五三秒七〇九〇の地点

(マ)点は、北緯三八度二分五五秒四二二〇東経一四一度〇

六分五三秒七五〇四の地点

(ク)点は、北緯三八度二分五五秒一五一六東経一四一度〇

六分五四秒一九一二の地点

(ケ)点は、北緯三八度二分五五秒〇四五四東経一四一度〇

六分五四秒三五五〇の地点

(コ)点は、北緯三八度二分五四秒二四二〇東経一四一度〇

六分五四秒二一七〇の地点

(カ)点は、北緯三八度二分五四秒一四八七東経一四一度〇

(ツ)点は、北緯三八度二分五四秒〇三七三東経一四一度〇

六分五三秒八三四二の地点

(ア)点は、北緯三八度二分五四秒〇三七二東経一四一度〇

六分五三秒五九六五の地点

(イ)点は、北緯三八度二分五四秒〇二二〇東経一四一度〇

六分五三秒四八九二の地点

(ロ)点は、北緯三八度二分五三秒八〇五八東経一四一度〇

六分五三秒三九九の地点

区域

A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、

(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(ク)、(ツ)、(ネ)、(ナ)、(ラ)、(ム)、(ウ)、(キ)、(ク)、

(カ)、(ク)、(ヤ)、(マ)、(ケ)、(ワ)、(コ)、(ヒ)、(テ)、(ア)、(サ)、(キ)及びAの

各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域(座標は世界

測地系による)

○宮城県告示第五百十五号

昭和四十九年宮城県告示第五百八十四号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山一〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

二級河川七北田川水系七北田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年三月二十九日

三 廃川敷地等の位置

仙台市泉区七北田字欠下二番二及び九番三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三十平方メートル

○宮城県告示第五百十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

二級河川七北田川水系要害川

二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十五年三月二十九日

三 廃川敷地等の位置

仙台市泉区市名坂字南前百番一

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 百九十三・三二平方メートル

○宮城県告示第五百十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の種類

二級河川七北田川水系仙台川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年三月二十九日

三 廃川敷地等の位置

仙台市青葉区北根黒松二百八十八番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二百七十二・四八平方メートル

○宮城県告示第五百二十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の種類

二級河川七北田川水系高柳川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年三月二十九日

三 廃川敷地等の位置

仙台市泉区上谷刈字堤下二十番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 百五十九・五〇平方メートル

○宮城県告示第五百二十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百二十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立について、次のとおり認可した。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年六月七日から平成二十六年十二月三十一日まで

三 施行地区

石巻市中央三丁目八番十二、八番十三、八番十五、五十三番二、五十三番十四、五十五番一、五十五番四、六十一番一、六十一番二、六十二番、六十三番二、八十二番一、八十三番一、八十三番二、八十三番三及び百八十二番

四 事務所の所在地

石巻市日和が丘二丁目十五番三十号

五 設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日

六 事業年度

平成二十五年五月三十一日から平成二十六年三月三十一日まで及び同年四月一日から同年十二月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十五年七月六日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯二十九番地の一部、三十五番地、二十九番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

女川町

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

登米市中田町石森字蓬田百八十五番五、百八十七番、百八十九番一、百九十一番三、百九十一番四及び百九十一番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二百四十二番地一

株式会社薬王堂

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県利府町沢乙字大沢東六十一番三十三及び六十一番三十三地先の道、同町青葉台一丁目六番七、六番八、六番三十八及び六番二の一部

株式会社西洋ハウジング

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十五号

平成二十五年六月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に

要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十五年六月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、〇四二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

三三七、七五八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七 八、七 七 四	岩 沼 選 挙 区	一 一、六 八 五
宮 城 野 選 挙 区	五 〇、二 四 三	登 米 選 挙 区	二 三、四 五 三
若 林 選 挙 区	三 五、三 三 一	栗 原 選 挙 区	二 一、〇 四 九
太 白 選 挙 区	六 〇、五 九 四	東 松 島 選 挙 区	一 〇、九 〇 六
泉 選 挙 区	五 八、三 〇 二	大 崎 選 挙 区	三 七、〇 二 〇
石 巻・牡 鹿 選 挙 区	四 四、〇 九 一	柴 田 選 挙 区	二 三、〇 一 九
塩 釜 選 挙 区	一 五、七 八 六	亘 理 選 挙 区	一 三、二 〇 二
気 仙 沼・本 吉 選 挙 区	二 三、四 九 八	宮 城 選 挙 区	一 三、六 八 二
白 石・刈 田 選 挙 区	一 四、三 六 八	黒 川 選 挙 区	二 三、六 一 五
名 取 選 挙 区	一 九、三 〇 〇	加 美 選 挙 区	九、一 七 〇
角 田・伊 具 選 挙 区	一 三、〇 四 二	遠 田 選 挙 区	一 一、九 八 〇
多 賀 城・七 ヶ 浜 選 挙 区	二 一、九 一 六		

○宮選管告示第六十六号

平成二十五年六月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十五年六月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三七、七五八

正 誤

○宮城県公報第二四五八号(平成二十五年五月二十一日付け)中

ページ	段	行	正	誤
四	上	一七	午後一時から	午前一時から